

## 令和5年度第3回行政改革審議会

- 1 開催日時  
令和5年10月26日（木） 14時00分～17時20分
- 2 開催場所  
福岡県庁行政棟（10階）特1会議室（オンライン併用）
- 3 出席者  
津田純嗣会長  
辻琢也副会長  
池田祐香委員  
一坊寺麻希委員  
勢一智子委員  
権藤光枝委員  
佐々木久美子委員  
二又茂明委員  
中山哲志委員  
南博委員  
安河内恵子委員

### 4 審議の内容

#### 【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから第3回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。

本日は、津田会長、辻副会長、池田委員、一坊寺委員、勢一委員は県庁にお越しになっての御出席で、権藤委員、佐々木委員、二又委員、中山委員、南委員、安河内委員はリモートでの御出席でございます。なお、中山委員と佐々木委員と南委員におかれましては、途中からの御出席になる予定です。赤間委員、井上委員、谷委員、野田委員からは御欠席の連絡をいただいております。

本日の審議会の進め方につきまして説明いたします。

本日の議題は、行政改革大綱の実施状況報告と外部評価となっております。前回開催しました第2回審議会におきまして、行政改革大綱の実施状況と外部評価について、委員の皆様から何点か御指摘をいただきました。このため、まずはこれらについての回答を行政改革大綱の実施状況報告、外部評価の順に説明させていただきます。その後、本日分の外部評価9事業を御審議いただきます。

それでは、この後の議事につきまして、津田会長よろしく願いいたします。

#### 【会長】

皆さんこんにちは。今日もよろしく申し上げます。

早速、審議に入らせていただきます。

本日の議題は、今、事務局から御説明がありましたけども、行政改革大綱の実施状況報告についてです。説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ありがとうございました。今、2件、御報告いただきましたけど、皆さんから御意見、御質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

【会長】

では、私から一ついいですかね。

デジタル化のところで、縦にうまく組み合わさって組織的に動きができたというのは非常にいいことで、DXの基本だと思うんですけど、もう一つ基本としてデータがあります。これをどういうふうに市町村含めてフォーマットを合わせてデータの統一化を図る動きをされているか、ちょっと教えていただければと思います。

【事務局】

これは国のほうでもいろんな業務を標準化する中で、データに関しても一定のレベルに全てそろえていこうという動きが当然ございまして、数年前から動いていますけれども、確かに今はまだこれをきっちりどの程度のレベルまでそろえるというところまではできていない。大体、全体の業務の中でも、パーセンテージでいくと2割をちょっと切るぐらい、19%ぐらいしか標準化が進んでないという現状がございます。

【会長】

一応、こういうレベルのオーダーにしようという目標は決まっているんですね。

【事務局】

そうですね、はい。

【会長】

分かりました。一番大変な作業なので。これがないとDXはまともに動きませんので、よろしく願いいたします。

それからもう1点の説明ですが、九州電力送配電から電力を買えるんですか。

【事務局】

これは、今のところが全部駄目で、最後の砦がここなんですよ。

【会長】

ああ、そうですか。あそこはでも販売はできないはずですよ。

【事務局】

いや、たしか仕組み上、そうなってるはずですよ。

【会長】

電力で競合になりますよね。送配電を分離したはずなので、売るのは別のところに分離されたはずなんですけどね。だから、九電から買うか、九電以外から買うかしかなかったはずだけど。

【事務局】

いろんなところで、こういう九電も含めて契約できないところの最後がここになります。

【会長】

そうですか。

ほかによろしいですか。どうぞ。

【委員】

今の九電さんの話ですけども、九電さんは入札に参加できるのですか。

【事務局】

できます。

【委員】

参加できなくなってたのではなかったですかね。一時、多分入札参加企業から外されてると思うんですけども、これは大丈夫ですかね。

【事務局】

すみません、ちょっと所管じゃなかったものですからそこまで確認できていないですね。確認してまたお答えします。

【委員】

確認をよろしくお願いします。

【会長】

ほかにございませんか。

【委員】

すみません、ちょっと別件がありまして途中から参加して最初から出ていなかったのあれですけど、九電の送配電が10月からということになってますけれども、単価的には九電の標準単価の1.2倍で契約されているという理解でよろしいんでしょうか。

【事務局】

1.2倍ぐらいになるというふうに聞いてます。

【委員】

九電さんとの契約はできなかったということですか。

【事務局】

はい。

【委員】

要は単価が高いまま契約されているので、今後はどうされるお考えなのかをお尋ねしたかったんですけど。

【事務局】

今のこの八つのグループはとりあえず入札はしてるんですけど、それが全部不調に終わって、結局最後の砦のここになってるというふうに聞いてます。

【委員】

なので、基本的には最後の場所として送配電がありますけれども、単価が高いままなので、どこかの時点で九電さんに切り替えたほうが安くなるし、あるいは再度どこかの時点で入札かけたほうがいいと思うんですけども、その辺の県の考え方がもし今の段階で分かったら教えていただけないかと思います。

【事務局】

すみません、これも最長今1年ということになって、その後のことまではまだ所管課からは聞いていないですね。すみません。

【委員】

分かりました。

【会長】

では、また調べて、御回答をお願いします。  
ほかにございませんか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは、次に進ませていただきます。  
若年性認知症施策推進事業です。よろしくをお願いします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。よろしいですか。どうぞ。

【委員】

すみません、教えていただきたいんですけども、私、前回欠席で全然状況を把握していませんが、この案件は前回既に議論されたということでしょうか。

【会長】

はい。で、そこの追加質問に対して今、回答をいただいたという。

【委員】

ということですね。じゃあ、今日のほかの案件も全部同じような状況ですか。

【会長】

いや、これまでが前回の分です。これ以降は新しいものです。

【委員】

分かりました。ありがとうございました。

【会長】

ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】

実人数を出していただいてありがとうございます。

それで、これによりますと、令和2年から令和4年までで新規の方が404人かと思いますが、その状態でいきますと、令和6年までに目標としては多分推計1,500人の半数の750人ということになると思いますが、難しいのかなという感じを受けています。その辺りは今後、750人が適正なのかどうかというのも分かりませんが、一応目標値なので、その目標達成に向けてどういうふうに……。少しアクセル踏まない目標値の達成は難しいと思いますが、いかがでしょうか。

【県側】

御質問ありがとうございます。その件につきましては、新型コロナウイルス感染症が今回感染症5類相当となったことに伴いまして、これまでできておりませんでした対面での周知活動を再開いたしまして、委員がおっしゃるとおりアクセルを踏みまして、診断後の当事者への周知活動などを積極的にさせていただきます。何とか6年度には目標達成させていただきたいと考えております。

【委員】

今現在、あるいは6月ぐらいまででも、実際に新規の相談者の方がどのぐらいいらっしゃるのかお分かりになりますか。

【県側】

申し訳ありません。その数字は準備しておりません。

【委員】

アクセルを踏んで効果が出ているかどうかは分からないということですね。分かりました。もしお分かりになれば、後ほどでも教えていただければありがたいです。

【県側】

はい。

【会長】

じゃあ、調べてまた回答をよろしくお願いします。  
ほかにございませんか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは、次に進ませていただきます。

本日は9件の外部評価ということになります。

最初は、洋上風力発電導入・産業集積促進事業（洋上風力発電理解醸成事業）

でございます。よろしくお願いいたします。

(県側説明)

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。どうぞ。

**【委員】**

御説明ありがとうございます。

幾つかお伺いしたいのですけれども、まず、この事業は名称が洋上風力発電理解醸成事業となっています。全体としていろいろな事業がある中の一つということになるのでしょうか。全体像とこの事業の位置づけを教えてくださいというのが一つ目です。

二つ目としては、この事業は、今、響灘沖が候補に上がっていますが、ここに特化した事業なのか、それともここ以外も想定している事業なのかを教えてください。

三つ目が目標設定ですけれども、令和4年度の要望の区域の選定が結局実現しなかったということなので、そうしますと、今設定している令和5年度の促進区域による指定はほぼ無理だと思います。この辺りの目標の修正について、今、御説明がなかったのですが、その辺りをどうされているのですかというのが3点目です。

4点目は質問というよりはコメントです。皆様方には釈迦に説法と思いますけれども、再エネ海域利用法が、今、法制度改正にかかっているところです。いわゆる日本型のセントラル方式を入れた法律ですけれども、環境アセスメントの接続が悪くて、国際基準を満たしていないので、それを追加するという形で今、制度改正が進んでいるはずですが、そうしますと、漁業者との意見交換であるとか先行地域の視察などは、そうした新たな動きや制度変更に対応したような取組に換える必要があるかと思うので、まだ検討されていないかもしれませんが、もし検討されているなら少し教えていただきたいですし、そうでなければぜひ御検討いただければと思います。

**【県側】**

最初に、響灘に特化した事業なのかという御質問につきましては、北九州市の港湾区域でやっている洋上風力発電事業は北九州市の事業ですので、県が取り組んでいる事業としては響灘沖のみとなっております。

成果指標目標のところは、委員御指摘のとおり、有望な区域については令和4年度が駄目でしたので、1年ずれてといいますか、令和5年度を目標にしましたが、これにつきましては令和5年度も、現時点での公表といいますか、整理が10月3日になされまして、その時点で一定の準備段階にあります。とはいえ、大体、年に一度の公表ですけれども、本年度に関して言えば、北海道

は5月に有望な区域に上がったという事例もありますので、まずは令和5年度中に上に上がることを目指して今、取組を進めていると。大体、有望な区域に上がった後、最短でも促進区域指定は翌年度になりますので、そうなってきますと、仮に令和5年度に有望な区域になった場合には、促進区域への指定は令和6年度を目標にということでは1年またずれると言いますか、ずらす形になるうかと思えます。

予算につきましては、この洋上風力発電導入産業集積促進事業は、理解醸成ともう一つ別項目を立てていて、産業集積促進事業ということで、本年度の予算でいきますと約2,300万円ほどいただいて事業を実施しております。これにつきましては、産業集積ですので、洋上風力発電産業に参入するための勉強会でありますとか総会等を行っている予算でございます。

最後、セントラル方式の御質問をありがとうございます。セントラル方式については我々のほうもいろいろ考えていますけれど、まず、先ほどから繰り返し申し上げております漁業者の方の御理解がいただけないと、セントラル方式で云々というよりも、まずそもそもそこに建てることについての御理解がまだいただけないところですので、そこをにらみながら、例えばセントラル方式で事業を進められている先行地域を視察するとかということはあるかなと思えます。

#### 【委員】

ありがとうございます。セントラル方式というのは、再エネ海域利用法のスキームの話で、別に県のほうで独自にやってくださいという趣旨ではありません。ただ、セントラルとして国が進めようとしている法律ですが、環境配慮の部分が足りないということで、それを追加する制度改正を今、国が進めています。そうしますと、現行法では漁業者の合意の重みが非常に大きいのですが、今後、環境配慮でアセスの仕組みを組み込むとなると、環境影響をどう見るかということ所をかなり早い段階でやらなければいけないので、それは漁業者の合意と並行で実施する必要があると思えます。自然環境は合意形成者がいないので、そこは恐らく県がこの地域をぜひ促進区域と手挙げをするときに、事前に確認することを意識してもらう必要がありました。そうした制度変更をにらんだ御準備が必要なのではないのでしょうかという趣旨で申し上げました。誤解がありましたら、すいません。

先ほど、この事業は響灘沖で、北九州の港湾のほうは北九州市でされると言われました。そういう所管があると思えますけれども、海はつながっていますので、漁業への影響もそうですし、環境への影響もそうですけれども、世界遺産もありますから、全体としてうまく連携させてコーディネートしていく必要があると思えます。御検討いただければと思えます。

産業集積のほうは結構やれることが限られると思われませんが、それはどのよ

うに進められていますか。

**【県側】**

今年度につきましては、実際どこに産業集積ができる、こういった分野で福岡県として参入ができるのかということで、今年度に限って言えば、まさしくその調査のために別途、約700万円ほどの予算をいただいています。いずれにしましても、産業集積と洋上風力の導入については今、同時並行で進めています。

**【会長】**

ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

**【委員】**

洋上風力は詳しくないので、全く検討違いの質問だったら大変恐縮ですけれども、マスコミ報道とかを見ていると、秋田県の洋上風力のところでかなりごたごたがあるような報道がされていて、その中で防衛上の課題との調整もあるのではないかみたいなお話が出てきてたと思います。安全保障上の調整というか、漁業者の理解が一番大切だと思いますけど、そういう安全保障上の課題というのはこの海域はないと理解していいかということを確認したいんですけど。

**【県側】**

ありがとうございます。今のお尋ねの件ですけれども、響灘の海域においても安全保障上の調整が必要でありまして、先ほど令和4年度に対象区域案の見直しを行ったという御説明をさせていただきましたけれども、安全保障上の課題だけでなく、様々な課題への調整を踏まえた上で見直して今、新たな区域案ということで漁業者の方を含めまして協議をさせていただいているところでございます。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【会長】**

ほかにはございませんか、どうぞ。

**【委員】**

先ほどの御回答にもありましたが、北九州市が同じくこういう洋上風力発電に取り組んでいらっしゃるって、向こうはすごく進んでいると認識していますが、なぜ同じ地域で、進んでいる北九州市さんとそれから県が別個にやらなくてはいけないのかが理解できません。洋上風力という同じようなものをつくるわけなので、一緒に協力してやられたほうがいいのではないかと考えています。しかも向こうはすごく取組が進みますし、北九州市さんだと例えば風車の建設についてもぜひ今後は取り組みたいみたいな話があって、そういう意味で構想もすごく進んでると思いますが、なぜそういうところと一緒にやれないのか、



あるいはやらないのかということについてお伺いしたいのですが。

【県側】

ありがとうございます。まず、北九州市が今やっている洋上風力に関しましては港湾法に基づいた取組ということで、我々が今取り組んでいるのは、先ほど御説明いたしました再エネ海域利用法ということで、そもそもの法律がまず違うというのが大前提でございます。北九州市と一緒にやればいいじゃないかというお尋ねにつきましては、この一般海域につきましては、関係する市町としまして、北九州市、岡垣町、芦屋町、この1市2町と今、連絡を密にしながら取り組んでいるところでございます。

【会長】

港湾区域なので漁業権とかいうのもないですよ。発生しないですよ。

【県側】

いや、漁業権はあって、消滅はしてません。漁業権はあそこは消滅させてないです。

【会長】

法律が違うので手続的に全く違うということですか。

【県側】

そうです。また、先ほど冒頭申し上げました、国へ報告するのはあくまでも都道府県が報告するということになっておりまして、市町のほうで報告なり情報提供ということは国のほうは想定していない、県が一義的に前に出てやっていくという法律上の規定となっております。

【会長】

よろしいですかね。ちゃんと協議をしとるということをお返されたと思えますけど。

【委員】

分かりましたけど、何となく、向こうはすごく進んでいるのに何でこちらはこういう状態なのかなという素朴な疑問です。ありがとうございます。

【会長】

ほかによろしいですか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは、次に進ませていただきます。

福岡県スポーツコミッション事業についてです。よろしくお願いいたします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問をお願いします。どうぞ。

**【委員】**

質問を二つお願いしたいと思います。

まず、成果指標ですけれども、毎年4団体ずつの増加を目指しているということで、令和6年度で累積19という成果でした。順調だという御説明があったのですが、この指標設定の根拠を教えてください。なぜ4団体ずつの増加がいいとか、あと累積19がいいとかという根拠です。恐らく各市町村のポテンシャルなどを見て決めておられるのかと思いますが、その辺り少し教えてくださいというのが1点目です。

もう1点が、これはあくまでも市町村ごとに取り組むという前提のように伺ったのですが、連携して誘致をするということも恐らくこういう時代だからあると思います。異なる施設を持っているので両方で使うとか、そうすれば単独よりもっと誘致しやすくなると思うのですが、そういう取組はやっておられるのでしょうか。その場合は、成果指標との関係はどうなるのでしょうか。これが2点目です。よろしくをお願いします。

**【県側】**

まず一つ目の成果指標の件ですけれども、もちろん合宿等をやる、大会をやるためにはそれぞれのそういった競技場といいますか、会場が必要となってきます。もちろん究極には60市町村全部でやれるというのが目標ですけど、どうしてもそういった施設がない、または宿泊施設がないという影響で大会が開催できないことがありますので、そこは少しずつと言いますか、あまりこう大きな設定をせずに、一つずつ増やしていくことによってそういった市町村との取組をやっていこうと。これは最終的には県が実施するのではなくて、市町村が主体となってやっていただくほうが、いろんな海外とのやりとり、国内の競技団体等のやりとりというのも活性化に結びつきますので、そういったところで、県内1年4団体ずつという設定をしております。

それと先ほどの二つ目、市町村との連携ですけれども、こちら例えば野球ですと、野球場がある市町村というのは限られております。あとは合宿する団体が、宿泊施設と練習会場との距離が短いことを求められますので、その両方がマッチするところについて、市町村の意向を確認しながら、一緒になって取り組んでいるところです。

**【委員】**

ありがとうございました。確かに同じ市町村だったら近くにあるということだと思いますけど、福岡県内の市町村は小規模なところがかなり多いです、面積が狭くて割と隣接しているところと、生活圏が近かったりして交通も悪くないところもあると思いますので、そういう形でうまくそれぞれ持っている施設を相互に活用できるような形でコーディネートいただくと、もう少しポテンシャルが広がるのかと思いました。

成果指標のほうも御説明ありがとうございました。少しずつということだと拝聴いたしましたけれども、ただ県のマンパワーにも限界がありますし、お金の限界もありますので、どういう形で重点的に対応していくかというのを少し、各地域のポテンシャル——施設とか、新しい施設も入れるということですので、全体の中でどういう形で進めるのがいいのか、少しプランを立てていただいて、予算を必要なところに集中的に配分するとよろしいのかと思います。ありがとうございました。

**【会長】**

ほかにございませんか。どうぞ。

**【副会長】**

私、ちょっと前ですけど、スポーツコミッション事業を調べたことがあります。今後、スポーツイベントは経済波及効果も大きいですし、それから経済波及効果離れても健康に対する関心は高まっているので、ぜひ積極的に進めてほしいです。私がそれを調べたときに、デトロイトとか外国の事例でしたけど、大きいイベントがきっかけでできているのが多くて、やってる事業が大体日本でいうと広告代理店がやるような業務が半分と、そのプロモートだとかそれから地元の絡みだとか、そういう事業でやっていて、いわゆる株式会社とかでやっている形態は少ない。どっちかというとな非営利のNPO法人だとか、事業者負担が取りやすいだとか、もう少し民間も契約しやすいだとか、公的に回してはいくんだけど、しかしもう少し自由に動けるようなところで事業を推進していくと。で、割と大きめのもので。

市町村が個別にイベント回していくというのは、マラソン大会回していくのと同じでなかなか厳しくて、そういうようなものを県ぐらいの規模で、しかも広告代理店に費用を使うことなく県で回していくというなら、それなりに意味のある事業に思えたんですけど、一つはスポーツ企画課でやっていて県の直営になるので、かなりやる事業が制約されてしまわないかと。それから事業内容がどちらかというとな市町村向けというよりも民間事業者相手に直接、企業交渉したりだとかそれから参加者を募ったりだとかいう業務に本来は発展させていくほうがスポーツイベントとしても伸びるのではないかというイメージがあります。この事業はそれに比べるとかなり市町村向けの調整事業に限られているような感じで、そこら辺のところは、今後伸ばしていくという観点からどういうふうにしていくべきだとお考えですか。

**【県側】**

こちらですけれども、スポーツコミッションは、確かにいろんなところでやっていて、県単位で持つところもありますし、市町村単位で持つところ、広域で持つところがあるんですけども、同じスポーツコミッションでもやってることが全く違って、いろんなケースがあるかと思います。私たち福岡県では、

主に大規模大会の誘致と、あとはツーリズム推進との関係で合宿の誘致を主に行っていますけども、合宿誘致については確かに市町村との絡みがあります。最終的にその団体が市町村に入っていく形になるので、その市町村がどうおもてなしするかとかも関わってきますので、市町村寄りで、そしてそれに対して県が補助するという動きになってます。

ただ、大規模大会になるとそうはならず、結局、県の計画として、その後のレガシーをどう生かすのか等を踏まえて、どの大会を誘致していくかというところを、このコミッションあたりは外部有識者に委員になっていただいていますけども、どういう大会であれば県の資産を生かせるのか、この大会であれば、こういう競技種目であれば今後福岡の活性化に役に立つのではないかと。例えばこの前やりましたブレیکنと呼ばれるアーバンスポーツの大会、ああいった大会については今手をつければ、アーバンスポーツの聖地化、ブレیکنの聖地化にもつながる、レガシーにもつながると外部評価の委員から御指摘いただいて、そこで誘致をしました。そのように、県の施策計画等を絡めながら、一つの大会をただ持つてくるのではなくて、どの大会が県の施策にとって長い目を見たときにメリットがあるのか、そういったところでうちの県のスポーツコミッションとしての役割が果たせるのかなと考えております。

このコミッションは今、もちろん県のお金でやってるんですけども、任意団体という形で動いてまして、外部委員にいろいろな答申をいただいた上でそれを反映して事業をしていくということで、県だけの考えで動かしているという形にはしておりません。

**【副会長】**

なるほど。少なくとも非営利法人とか何かつくったほうが、本当は事業がプラスにはいいと思います。人も雇いやすくなるし。そこまではなかなか……。

**【県側】**

長いスパンの計画では念頭に置いていますけど、なかなかまだそこまでは至っていない状況です。

**【副会長】**

分かりました。

**【会長】**

ほかにございませんか、どうぞ。

**【委員】**

ありがとうございます。私も成果指標のところは引かかりました。この中でも書かれていますけれども、各市町村ごとにそれぞれのスポーツ施設の整備状況、あるいは宿泊施設の有無が全く違いますよね。例えば宗像みたいにグローバルアリーナがあったり、八女みたいにグリーンピア八女があったりとか、いろいろスポーツ施設と宿泊施設が連動したような施設がある市町村は積極的に

取り組みやすいと思いますし、例えば宮崎県の綾町は戦略的にそれを町の方針として取り組んでらっしゃいます。そういうところはすごくやりやすいと思いますが、例えば大刀洗みたいところは宿泊施設が1軒もないので、同一市町村内でと言われると全く取り組みようがありません。そういう中で、大規模大会の誘致であったりスポーツ大会誘致、スポーツ合宿の誘致が目的であれば、それを成果指標にするほうが素直じゃないかなという印象を持ちましたので、意見として言わせていただきます。

**【県側】**

ありがとうございます。

**【会長】**

意見として伺うということで、検討ください。ほかにご覧いませんか、どうぞ。

**【委員】**

スポーツ合宿誘致事業についてお尋ねします。

先ほどの御説明ですと、ここの誘致の補助については、比較的トップレベルのチームを対象にしておられて、そうではないチームは対象としておられないと。その理由を教えてくださいなと思います。

**【県側】**

こちらの合宿誘致の補助金については、もう一つ私たちの目標としていっているところがありまして、県内のスポーツ施設の資源であったり観光資源、あと食の資源をアピールしてもらいたいと考えています。この補助金の必須要件ではありませんけれども、努力義務として選手にSNSでその資源を発信するようお願いしております。これをお願いするということは、すなわちある程度発信力のある方々であってほしいという思いもありまして、トップレベルの方々という形で絞り込ませていただいている次第です。

**【委員】**

ありがとうございます。意図は非常によく分かりました。一方で、例えば徳島県の阿南市とかが野球の町とかに取り組んでいるように、いわゆる草野球ですとか、そういった様々なレベルの人にできるだけたくさん来ていただくという建てつけのほうが、いろんな市町村のいろんなレベルの施設での受入れが可能であったりですとか、あるいは、競技力は高くないけれども発信力があつたりとか小まめにSNSを更新される方はおられると思いますので、個人的にはハードルを少し下げられたほうがいいかと思います。しっかりとしたお考えがあることは分かりましたので、引き続き取り組んでいただければと思います。

**【県側】**

ありがとうございます。

**【会長】**

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは、次に進ませていただきます。

食品の安全・安心確保対策推進事業についてです。お願いします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問ありましたらお願いいたします。どうぞ。

【委員】

3点ほど質問があります。

まず一つは、食品HACCP導入に向けての講習会受講者数が成果指標になっていて、R3年で419、R4年で1,085となっていますが、これは累積なのかどうかをお伺いしたい。累積でなければ1,500事業者以上がもう既に受講しているのかということとまず1点お伺いしたいのと、2点目は、講習会を受けずに自主的に導入された事業者が255あるということでしたが、それでは、講習会を受けた形で導入されている事業者がどれだけいらっしゃるのか、現時点で導入済みの事業者数はどのくらいあるのかということと、このHACCPは講習を受けなくても導入できるということであれば、むしろ成果指標としては、これにプラスして、導入済みの事業者数が何件あるのかを成果指標に入れるべきなのではないかと思えます。

その3点についてお伺いしたいので、よろしくお願いします。

【県側】

ありがとうございます。まず、1点目の講習会の受講者数ですが、令和3年度の419、令和4年度の1,080は累積ではなくて、その年の受講者数です。それぞれ令和3年度は419、令和4年度は1,085人受講したということです。

2点目、講習会というかアドバイスを受けずに255事業者がHACCPを導入したというお話ですけど、このHACCPは、食品衛生法の改正で、衛生管理上、一応全事業者に義務化されています。ただし、この下のスキーム図を見ていただくと、基準A事業者、基準B事業者となっていて、基準A事業者というのがコーデックスHACCP導入を義務づけられたところです。これは厳格なHACCPということで、下のほうのグラフというか図に書いていますけど、大規模事業者については、厳格にコーデックスHACCPの7原則に基づいて自主管理体制を構築するということで、これは非常に高度な衛生管理です。法的にも従業員50人以上の大規模事業者に適用されるもので、中小規模事業者については、基準B事業者（小規模事業者、飲食店）というところで、これ

については、より簡略化して柔軟に実施できて、これが法的に義務づけられています。この基準B事業者がほとんどです。福岡県内には4万6,760の飲食店事業者がいますが、いわゆる基準Bの事業者が、より厳格な基準A、コーデックスHACCPを導入するにはかなり手間暇がかかって、事業者にとって難しいので、数が少ないです。より食品の安全の確保を促すためには、底上げをして自主的にコーデックスHACCPを導入してもらいたいという県の狙いとしてありまして、底上げして、この基準B事業者に基準A事業者の管理レベルまで上げていただくというのがこの事業の狙いです。

これが今現在、4万6,000のうちの255ということですが、一応、我々県としては、底上げし、これをどんどん導入してもらって、県産食品の安全を確保し、それが信頼性につながり、行く行くは販路が拡大することを期待して、こういったアドバイザー派遣を実施しています。

3点目に、成果目標に導入事業者を入れたらどうかということですが、私どもとしては、コーデックスHACCPを導入する事業者については、派遣事業をすることによってこれを広げていこうということで、希望する事業者数を増やすことが狙いなので、一応、派遣事業者数を指標としています。

**【委員】**

導入につながるように講習会しているんでしょうけど、この講習会を受講したからといって必ず全てが導入につながっているというわけではないと思います。講習会が有効な講習会になっているのかを確認するためにも、指標には導入事業者数が要るのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

**【県側】**

この食品衛生実務講習会の趣旨は、食品衛生法が改正されて、一定期間、必要なHACCPの講習を受講して、その知識を継続的に身につけていくことなので、一応コーデックスHACCPではなくHACCPの一般的な衛生管理のやり方といったことを講習会の内容としております。

一方、コーデックスHACCPについては専門的な知識が要るので、専門のアドバイザー派遣という形で育成しようと考えておりまして、実務講習会というのは、一定期間で衛生管理を身につけて、それを継続してやっていただくための講習会と考えています。

**【委員】**

授業は受けたけど試験に通ったかどうかが大変だと思うので、導入済みの企業数というのが必要なのではないかと思います。これは意見ということで、以上です。

**【会長】**

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

**【委員】**

質問ですけれども、目標値を当初から実績に合わせて修正をしたというか、少し低い目標値にしていますよね。事業者アドバイザー派遣は実績に合わせてということなのですが、そうしますと事業費がかなり大きく縮減されたと理解していいのでしょうかということと、事業を活用せずに255事業者が既に導入しているということであれば、別にこの事業を活用しなくても自主的にやれる事業者が一定数いるということだと思います。そうすると、この事業が何を狙うのかというところを少し明確にして進められたほうがよろしいかと思います。現状では、なかなか講習を受けられないとか、認定を受けられるようなレベルに至らないところを後押しするというのであれば、講習会も時間が取れないとなかなか受講できないので、例えばオンラインで受講できるようにするか、少し工夫をされたほうが裾野は広がるのかと思ひまして、ターゲットについてもしお考えがあったら教えてください。

**【県側】**

ありがとうございます。御指摘あったように実績値に即して目標値を低く修正したのに伴い、予算はどうなっているかという話ですけど、予算も縮減するような形でやっています。数値的には今、手元にありませんけど、一応縮減して実施しています。

二つ目の事業の目的・ねらいというところですけど、なかなかアドバイザー派遣事業が伸びないということと併せて、実務講習会の事業者数についても、委員から、オンラインという方法も考慮して裾野を広げたらいいのではないかという御意見をいただきました。私どもも受講率アップのためにどういった方法があるか、オンラインでの受講も含めて今検討しております。

**【委員】**

ありがとうございます。アドバイザー派遣のほうもオンラインというやり方があり得ると思うので、業務をしながら受講するという事業者さんの立場で少し工夫をいただければと思います。ありがとうございました。

**【県側】**

ありがとうございました。

**【会長】**

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

**【委員】**

今、現時点で導入済みの事業者数って教えていただきましたっけ。私、先ほどお伺いしませんでしたっけ。導入済みの事業者数どのぐらいあるのかということについてお伺いしたいんですが。

**【県側】**

一応、基準Bの対象である255施設がコーデックスHACCPを導入しています。今現在、基準AのコーデックスHACCPについては、197事業者



が法的に義務づけられていて、実施されています。こちらのほうは大規模製造加工業者ですね。

【委員】

大規模製造加工業者、従業員数50人以上のところは多分受講をされて、アドバイザー派遣も……、受けられていないか。そういう大きいところはなさっているかと思うのですが、先ほど基準Bの255が自主的に導入されたとおっしゃったけども、197プラス255のうちの255が講習会を受けずに自主的に導入されたという理解でよろしいですか。

【県側】

先ほど255施設が自主的に導入したということですが、アドバイザー派遣の実績を見ていただくと、令和3年度が6事業者、令和4年度が1事業者で、255の中にこの6と1が含まれています。

【委員】

よく分かりませんが、とにかく197と255を足した分のうち255が講習会を受けずに自主的に導入しているということであれば、講習会を受けずに導入された方の数のほうが多いわけですね。ですから、先ほども言いましたけど、成果目標の中にそれを入れるべきだと思いますし、それから先ほど委員がおっしゃったけど、講習会のやり方も考えていく必要があるのかなど。だって今の数でいうと、受けてなくて導入している方の数が多くて、半数以上はそういうふうになってると思うので。違いますか。

【県側】

すみません、私の言い方がまずかったかもしれないですけど、この基準Bの全体の事業者数は4万6,763で、その中で自主的により高いコーデックスHACCPを導入しているのがそのうちの255施設ということです。この255施設の中にアドバイザー派遣を受け入れた7施設が含まれて、残りの施設については自主的にコーデックスHACCPを導入なされた施設となります。

【委員】

私がお伺いしてるのは、現在、導入済みの事業者数はどれだけですかということをお伺いしていて、それは255なんですね。

【県側】

そうです。

【委員】

先ほどおっしゃった講習会を受けずに自主的に導入なされたのも255ですね。

【県側】

講習会を受けずに導入したのは、255から7を引いた248です。

【委員】

そうしたら講習会を受けた方はコーデックスHACCPを導入されているんですか。

**【県側】**

1番目の実務講習会の受講は、それを受講したらコーデックスHACCPが導入できるという講習会ではなく、一般的なHACCPの運用についての講習会になります。2番目のコーデックスHACCPにつきましては、技術的になかなか導入が難しい小規模な事業者さんにアドバイザーを派遣しています。

先生のおっしゃったように、アドバイザーを派遣せずとも、民間の認証機関や民間のコンサル等を活用して自主的にコーデックスHACCPを導入された事業者さんのほうが実際に多いというのは事実です。我々のほうでアドバイザー派遣を指標としているのは、県の事業における指標ということですので、県が実施した事業の指標としてはアドバイザーの派遣数が適当ではないかということで指標に上げさせていただいております。実際の最終的な目標としては、コーデックスHACCPに取り組まれる県内の事業者さんがより増えることを目的としておりますが、県の事業の指標としては、アドバイザーさん派遣が適当ではないかということで指標にさせていただいております。

**【委員】**

少し状況が分かってきましたけども、そうすると例えば受講した事業者がどれだけコーデックスHACCPを導入したかとか、そういう指標……。受けただけでは駄目なんですね、これ。そういう指標が要るのではないかと思うんですけれども。

**【会長】**

整理していいですかね。私が第三者理解でちょっと話してみると、HACCPは全員やらなければいけない、全ての人が導入してあるんですよね、食品は。

**【委員】**

してあるんですか。

**【会長】**

全員がしてます。それやらないと食品業者になれないので。ちょっとその理解が違ってる。

**【委員】**

すみません、そこは間違っていました。

そこからコーデックスHACCPのほうにどれだけ移行させるかという、そういう問題ですか。

**【県側】**

そういうことです。

**【委員】**

ああ、分かりました。失礼しました。

【県側】

説明が分かりづらく、申し訳ございません。ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、次に進ませていただきます。

乳児院等多機能化推進事業です。よろしくお願いします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問を承ります。よろしくお願いします。どうぞ。

【委員】

確認したいのが、事業費のところで、令和5年当初の歳出が7,786万1,000円と記入いただいております、恐らく事業概要の医療機関等連携強化事業の予算額630万2,000円の10施設と育児指導等評価事業の494万7,000円の3施設の合計値かと思えますけど、医療機関等連携強化事業の実施施設の今期目標が7で見込みが6になってますので、10施設分の予算が必要なかがちょっと分かりませんでした。もしかしてそうじゃなかったら申し訳ないんですけども、教えていただけますか。

【県側】

すみません、予算上は最終的な目標値で計上しております、補正予算で減額をする予定です。

【委員】

承知しました。ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか、どうぞ。

【委員】

ちょっと質問ですけれども、今回の事業は、保健師、看護師、准看護師の配置に係る経費だと思いますけども、今言われていた目標の成果のところかというと、令和5年だと目標値7で、11か所ある施設に対して7か所配置を完了するという事なので、完了していないところは看護師の配置ができていないということになるのでしょうか。

それと、看護師の配置については、恐らく今回は医ケア児を10人以上有する乳児院ということになっているかと思えますけども、通常は乳児院で乳児1

0人に対して二人の看護師配置が必須だと思います。それプラスアルファ看護師一人という目標値なのでしょうか。御質問です。

【県側】

説明不足ですみません。委員がおっしゃられたようにもともと看護師何名と定めた国の職員配置基準がございまして、ただ医ケア児がこういうふうには10人以上いらっしゃる場合とかは通常の配置基準では行き届いたケアができないところがございまして、プラスアルファで配置をするという事業でございまして。

【委員】

ありがとうございます。それと、先ほどお伝えした、目標でいうと令和5年7施設となつてるとは思いますけれども、現在、既に医ケア児が入所している施設が10か所あるとおっしゃったので、それでいうと3か所にはまだ配置ができていないという捉え方でよろしいでしょうか。

【県側】

プラスアルファの配置はまだできておりません。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。これは、そもそもどこの施設でも看護師不足を非常に懸念されていて、通常の学校や特別支援学校でもそうですが、看護師の配置が非常に難しいと。そこは雇用で賄っていくという考え方なのか。今は訪問看護の看護師などを受け入れるケースも多くて、そうすれば例えば看護師が休んだときはほかの人でカバーができるとか、柔軟なケアが継続的にできると考えられると思いますけど、雇用以外は考えていないのでしょうか。

【県側】

国の最低基準上は常勤職員が基本になっているので、最低基準に応じて看護師を配置するときは常勤じゃないといけないんですけど、今回の補助金事業については常勤、非常勤ともに大丈夫です。訪問まではいかないんですけど、この補助金があれば、非常勤で週に1回とか2回とか、必要に応じてという形の運用も見込めて、少し柔軟に人材の確保できるようになっています。

【委員】

恐らく施設側は直接雇用しか検討していないところが非常に多いのではないかと思います。この辺りは早く医ケア児のケアをしっかりとサポートしていくという現場と子供たちのことを考えると、最優先すべき事項ではないかと思えます。できればこの施設へ、こういう利用が可能だという案内をすれば、直接雇用でなく……。聞いてると、皆さん非常に雇用しようとは思ってるんですけど、難しいとおっしゃる方が多いので、そうでない場合もありますよということの周知をきちんとされると、もう少し裾野が広がるのではないかと思います。御検討ください。

**【県側】**

ありがとうございました。施設等への説明をする際は、この補助金制度の利用が進みますように、そういった点にも今後気をつけていきたいと思えます。ありがとうございます。

**【会長】**

ほかにございませんか、どうぞ。

**【委員】**

質問ですけれども、医療的ケア児の定義にもよると思えますけれども、対象施設が医療的ケア児が10人以上としていることについて、結構ハードルが高いなという印象を持っています。そこの考え方があったら教えていただきたいのが1点と、もう1点、施設から家庭へという流れがあるという御説明がありましたが、医療的ケア児の放課後デイサービスを始める方がいらっしやって、そういうものに対する支援とかがもしあるんだったら、御参考までに教えていただければありがたいなという御質問です。

**【県側】**

医療的ケア児10人以上というのは、国の基準等がございまして……。すみません、目標値を10人以上ということで整理していますけれども、補助金額は変わるものの、10人いかない場合も設定はしております。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【県側】**

放課後デイサービスにつきましては、すみません、所管が違って、ここでお答えするのが難しゅうございません。申し訳ございません。

**【委員】**

分かりました。すみません。

**【会長】**

ほかにございませんか。

**【副会長】**

この事業の趣旨、方向は非常によく分かるんですが、これは事務局に聞いたほうがいいのか分からないけど、二つ前提で聞いておきたいことがあります。

一つはこれは典型的な職員を加配する事業ですよね。この職員を加配する事業は、通常、県の施設だとすると、これは人事政策上やっていくような話なので、補助事業になじまないというか。いわゆる職員配置をどう工夫するかという話なので、いわゆる事業評価にはなじまないと思えますが、これは対象医療機関が県以外の施設、社会福祉法人なので、それに対して県として補助措置をして強化していくという趣旨だからこの事業に入っているということですね。それが一つですね。

もう一つ、でも、さすがに職員を加配すること自体が成果だと言われると、それは県施設だろうが民間施設だろうが、いやそれは違うのではないかという感じで、職員を加配した結果、どのくらいサービスが良くなってるかということがないと、この事業を広めていく原動力にもならないと思います。これだけだと、要するに事業を多様化させてるだとか、職員の勤務状況は良くなってるということになるかもしれないけど、問題はこれでアウトカムとしてはどれだけサービスが充実したのかですよ。確かにこの手の事業の質の向上を説明するのは難しいですけど、しかし、もう少しこれは工夫すべきではないかと思います。それはいかがですか。

【県側】

この事業の目標値としてほかにお示しするものをなかなか考えつかなくて、サービスの向上の程度を数値化するのも非常に難しく……。

【副会長】

難しいですし、変に数値化するとかえってそれが本来の目的を損なう可能性もあるとは思いますが、しかし、職員増やしただけで喜ぶわけにもいかない気がしますけど。

【県側】

この事業はそういう趣旨の、補助事業を活用して施設の高機能化を進めていくことを目的にしているものなので、すみません、これしか思い浮かばなかったところです。

【県側】

お子さんのサービスは、教育系だったら保護者の方にアンケート取ったりとかできるんですけど、児童養護の関係でいくと、そもそも入所に納得されていない保護者の方からアンケートを取ったとしても、そのアンケートの信ぴょう性が担保できるかという問題があって、かといって、特に乳児院とかだと、乳児の方本人からアンケートは取りにくいし、保護者の方にもアンケートが取りにくい。もちろん御指摘はもっともで、うちも頭を抱えてるんですけど、誰がモニターになるのかみたいな話があってですね。

【副会長】

はい。

【会長】

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

【会長】

では、次に進ませていただきます。

特定妊婦等母子支援事業です。お願いします。

(県側説明)

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。どうぞ。

**【委員】**

すみません、簡単な質問を少しさせてください。

今回の実績で、令和4年だと134件、これは合計というか相談件数そのものなので、多分1回当たりの相談が何回にもわたることがあるのではないかと思います。それに関して、何回やろうと1件とカウントをされているのかということと、あと、一つの相談で例えば長期にわたる場合があると思います。妊娠初期から産後のケアまでということであれば、1件当たり大体どのぐらいの期間にわたってサポートされているのか、期間を知りたいなと思いました。

それと相談件数は、電話なのか、先ほど言ったLINEでの相談なのか、窓口にお越しになるのか、その辺りはデータをとられていると思いますので、その結果を踏まえて、どういう方法が相談しやすいのかをしっかりと検証いただきたいと思います。

もう1点、最後に意見としてですけれども、産後のケアでいうと、妊娠期間中は何もなくても産後鬱というのが非常に多くなっているで、そういった産後鬱の対応窓口みたいなものはないんでしょうか。そうであれば、継続的に産後鬱のケアもお願いしたいなと思いました。

**【県側】**

ありがとうございます。まず、件数につきましては、複数回あったものは同じ1件として計上をしております。

期間につきましては、一応データはとっていますけれども、当然長く継続して支援するものもありますし、名前をおっしゃらずに1回で終わるものもありますので、ケースによっては6か月から7か月に及ぶものもあれば、1か月以内のものまで様々でございます。

それと、相談の内容につきましては、LINEが半数を超えております。LINEが非常に相談しやすいようで、今、3か所全てでLINEの相談を始めさせていただくことにしております。LINEの次は電話になっております。

それと最後の産後鬱につきましては、基本的に市町村の母子保健で出産後の訪問等を行って支援をすることになろうかと思っております。うちのほうとしましては、この事業で関わった方につきましては、基本的に市町村と情報を共有して、市町村中心の支援につなぐようにはしておりますし、今後は市町村にこども家庭センター等の設置が進むと思っておりますので、そういったところでしっかりサポートをしていくことになっておりまして、うちのほうも連携してやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

**【委員】**

細かくありがとうございました。非常にその辺りしっかりサポートされると、児童虐待などの未然防止につながるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

**【会長】**

ほかにございませんか、どうぞ。

**【委員】**

いろいろ大変な事業で、助けてもらった母子の方はたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

それでお伺いしたいのですが、この事業の狙いは最終的には児童虐待の未然防止を目標としていると思いますので、参考として、成果指標の中に、例えばゼロ歳児で死亡する児童というか乳幼児がすごく多いという話が先ほどコメントとしてあったかと思いますが、ゼロ歳児の死亡数がどういうふうに移しているのかということがあれば、これだけではないとは思いますが、児童虐待の未然防止に効果があって、つながっているということが言えると思うので、その辺りのことを把握していらっしゃるかどうかということと、そういうものを参考値として入れていただくと、この事業の、間接的というか、直接的かもしれませんが、効果が測れるかなと思ひまして、その2点をお伺いしたいです。よろしく願いいたします。

**【県側】**

ありがとうございます。

すみません、数字のほうは当然、把握していますけれども、ゼロ歳児の割合を50%と最初申し上げたのは、全国的な国が発表している調査結果を基に申し上げたところでございます。

おっしゃられることはよく分かるんですけれども、目標値の設定については、まずこの事業直接のところを設定したところです。目指しているところは児童虐待の防止ではあるんですけれども、まず、この事業で直接的にサポートできる方々の相談件数ですとか具体的な件数を今は目標とさせていただいたところです。意見につきましては検討させていただきたいと思ひます。

**【委員】**

ありがとうございました。なかなか数値として難しいということはよく分かってはいますけれども、もしよろしければ、令和3年から減っているかどうか、あるいはどのくらい減っているかとか、そういうことがお分かりになっているのであれば教えていただけますか。

**【副会長】**

今の御指摘は乳児死亡率になっちゃうでしょう。

乳児死亡率は衛生状況を示すベーシックな指標になっちゃうから、それでこの事業の効果を見るのは難しいんじゃないですか。



【県側】

委員がおっしゃってるのは多分、虐待で亡くなった数ということだと思いません。

【委員】

そうです。

【県側】

件数はすみません、今日手元に持ってきていませんが、事故とかもあって、それが事故だったのか虐待だったのかを検証するのに非常に時間がかかって、直近といっても何年か前の数字になります。タイムリーな数字を上げることは非常に難しいということもございまして、数値化は困難かと思えます。おっしゃっていることは非常によく分かりますけれども、ここで上げるのは難しいと思えます。

【委員】

分かりました。その辺りを少し注視しながら事業を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

【県側】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか、どうぞ。

【委員】

御説明ありがとうございます。私は数値の出し方について御意見させていただければと思います。

その前に1点御確認ですけど、御説明に補助とおっしゃられる内容があって、この補助というのはどういうものを指すのでしょうか。住居だけじゃなくていろいろあると思いますけど。

【県側】

補助ですか。支援ですか。

【委員】

補助の内容です。

【県側】

補助はこの事業を委託している母子生活支援施設と乳児院に対する補助金です。

【委員】

なるほど。施設に対する補助。

【県側】

はい。事業を受託していただいているところに、具体的な母子に対する支援をしていただいています。

**【委員】**

なるほど。分かりました。

じゃあもう1点。支援については、住居等の提供だけではなくていろいろあると思いますけど、ほかには何があるんでしょうか。

**【県側】**

その方がもともとの御自分のお家に住み続けた状況での支援としましては、病院に一緒に行ったりとか、看護師等もおりますので、体調管理をしたり、あと、出産後どういうふうに育てていくとか、そういった長期的な計画を一緒に立てたりといったことを主にしております。

**【委員】**

その件数は取られているんでしょうか。どれくらい付き添ったとか施設ごとにあると思いますけれども。数を知りたいわけじゃないんですけど、それを控えてるのかなという。

**【県側】**

取っております。

**【委員】**

何が言いたいかという、この住まいだけじゃなくて、支援というのはほかにも実績がたくさんあるのではないかと考えてるんですよね。それが成果目標になるのではないかと私は思っていて、もっとたくさん支援しているという実数がここには伴っていないので、それだけいろんなことをやってるということだと、本当はもっと予算が要るのではないかと思ったりもしたので、御確認でした。相談件数と実績の支援というところで、今おっしゃった住まいの提供だけではなくて、付き添ったとか病院に行ったとかというのも実際には費用が発生しているはずなので、そこも実績数に入れて、支援率も出されたらいいのではないかと思います。要は、数値の目標設定がもう少し高いはずだなと思ったので、控えめすぎて、多分、本当はもっといっぱい実績があるのに、えらく少なく見える状況がこの事業にはあるのではないかと思ったので、それを見えるようにする必要がありますと思います。

もう一つは、自治体との連携について先ほどおっしゃってたんですけど、実際に出産した後に自治体と連携するといったところも、相談件数に対してどれくらいの件数を処理したという実績を出されていくことは非常に重要だと思います。

余談ですけど、私はこども家庭庁のDXをお手伝いしてしまして、データがないと今の虐待の可能性とかも実態がつかめないのが、ぜひ出していただきたいなと思ったんです。先ほどからお聞きしてすみませんが、数値をきちんと把握したいところがありますので、ぜひそういったところも御検討いただければと思います。すごく重要な事業だと思いますので、たくさんある事業内容のそ

れぞれを成果目標にされてはどうかと思います。

【県側】

ありがとうございます。

【会長】

どうぞ。

【委員】

私も同じ意見で、この事業のうちで緊急的な住まいの提供ってそれほどないと思うんですけども、どういう相談内容の場合に緊急的に家を準備する必要が生じたのかという具体的な事案を教えていただければなというのが一つと、実際は、先ほど言われたとおり、メインとしてはこれだけではなく、もう少しほかの支援を挙げたほうが成果としてはいいのかなという意見ですけど、この②の住まいの提供についても、こう上げられたのでは分かりづらいところがあって、相談が何件あって、そのうちどのくらいなのかというほうがまだ必要があって、それはカバーできていることが成果かなと思いました。

【県側】

ありがとうございます。指標の出し方については頂いた御意見を参考に検討させていただきます。

住まいの提供については……、

【委員】

急に家が必要となる特定妊婦さんってどういう場合なのかあまりイメージでなかったんですが、これを上げられているので、これが結構重要なのかと思った次第です。

【県側】

DVなどを受けているケースも一時保護されることにはなるとは思いますけれども、そういった場合ですとか、最近あったのは、家が片付いていなくて、衛生上、子供が産まれてそこでそのまま暮らすのが難しいということで、産まれるまでにそこをきれいに片づけていただき、産むまで一時こちらで過ごしていただいて、戻っていただくみたいなケースもあります。

【委員】

ありがとうございます。大体、相談って、家に住めない、DVとかの場合は提供ができているというイメージですか。それとも足りなくてあまり提供できていないのか。

【県側】

一応できております。もともとの母子生活支援施設のほうの部屋とかもあるので、一応できてはおります。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

よろしいですか。

(「なし」の声)

【会長】

それでは、次にいきます。

県立学校特別支援教育推進事業です。よろしくお願いします。

(県側説明)

【会長】

それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。どうぞ。

【委員】

御説明ありがとうございました。

教えていただきたいのですけれども、今、見直し内容のところ、結果的に配置が行われるよう、毎年度配置を見直すということだったので、これは一定の配置基準に沿った配置と異なるのでしょうか。

【県側】

配置基準は、介助員につきましては、知的障がい教育部門がある学校については1名、肢体不自由教育部門がある学校については2名、それから視覚障がい教育部門がある学校について1名を基本としておりますけれども、各学校の状況が大きく違いますので、その状況に応じて加配という形で対応しています。

【委員】

加配ということですね。

【県側】

はい。

【委員】

承知いたしました。その趣旨であったらよく理解できたのですが、効果的というのがどういうイメージなのか分からなかったものですから、おたずねしました。

もう一つ伺いたいんですけど、成果指標ですが、所属長が総合評価ということで、最上位の評価を目標とするということですが、その所属長の評価基準とか評価項目をどう設定されておられるのか、教えてください。

【県側】

評価項目につきましては、まず活用実績としてどのくらい入っていただいたかということ、あとは、介助によって対象生徒、児童生徒にどのような成果が上がったかということ、それから教員の負担軽減がどれくらい図られたかということ、それらを踏まえまして総合評価ということで、大変効果があった、効果があった、あまり効果がなかった、全く効果がなかったの4段階で評価をしていただくことになっております。

所属長による総合評価としましたのは、この特別支援教育支援員につきましては人事評価の対象となっておりますので、校長がこれとは別にしっかりと観点を踏まえて評価しないといけませんので、校長自身が学校を巡視する中で、働きぶりというか、効果的に使われているかを確認いたしますし、あとは教頭とか学部主事とか、ミドルリーダーの先生方にも働きぶり等を聴取した上で、総合的に判断という形をとらせていただいております。

**【委員】**

ありがとうございます。なかなか所属長の総合評価は難しいのではないかと思います。活用実績とか児童生徒さんにどのぐらい成果があったかとか、教員の負担がどのぐらい軽減されたかというのは、定性的に見るしかない部分があると思っております。もちろん総合評価としていいというのは、事業の評価としていいということだと思いますが、もう少し、毎年行っている事業の取組状況について、毎年、加配の状況を変えてるということですがけれども、その加配の状況を変えていることにどれだけ意味があるのかが経年的に見られるような仕組みにしないと、感覚的な満足度調査みたいな感じになってしまいそうで、何か工夫ができないかなという意見です。

また、そういうことを考えていただくとしても、所属長の総合評価が重要であるということであれば、もう少し評価項目を個別に何らか数値化できるようなものをご検討いただきたいです。それこそ人によって判断の基準が少しずつ違うというのだと、皆さんのやっている事業の取組の細やかな部分が成果として見えないところがありますので、評価をそろえるような評価基準を工夫していただくとか、もう少し精度を上げるようなことができるかと思っております。大学のほうも成績評価の基準がかなり厳しくて、それはそれでもどかしい部分はあるのですが、こういう形で見ていくということでしたら少し何かお考えいただければありがたいです。

**【県側】**

ありがとうございます。早速、今年度末にまた評価を行いますので、そのときに向けて、少し改善を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

**【会長】**

ほかによろしいですか。どうぞ。

**【副会長】**

テクニカルなことですが、介助員は基本的には会計年度任用職員ですか。

**【県側】**

そうでございます。

**【副会長】**

ということは、これは全部、本当は会計年度任用職員の人件費なんじゃないですか、事業費じゃなくて。だから会計年度任用職員の配置をこの事業評価の

対象にするかどうかというのは、結構重要にはなっているんで、上げること自体は別に私は反対ではないけど、そういうスタッフなりということは、こちらの問題というよりも事務局の問題かもしれないけど、もう一回考えないといけない、1点ですね。

それから、人事評価との兼ね合いでいうと、これはうちの大学でもよくあることですが、このポストは絶対必要だけど、あいつは全然駄目だというのがありますよね。これは非常に難しい話なので、事務局としてはこのポストは要るんだけど、この人は不適格だという評価はこれで行いやすいんですか、行いづらいですか。個人の評価とポストとして必要かどうかの評価は違うので、所属長だけがそのポストの妥当性を判断するというのは、バランスを失しているように思いますけどね。

**【県側】**

所属長だけが評価ということではなくて、いろんな方たちと多面的に見ていただいて、それを合わせて最後に最終判断として所属長という形を考えております。今、御指摘のございました、この事業というかポストについてはものすごくいいんだけど、人がというところについても少し工夫をして、その辺りがはっきり表れるようにしたいと思います。ありがとうございます。

**【会長】**

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**【会長】**

それでは、次に移らせていただきます。ありがとうございました。

教員の働き方改革事業です。よろしく申し上げます。それでは申し上げます。

(県側説明)

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。どうぞ。

**【委員】**

ありがとうございます。教職員の働き方改革というのは非常に大切ことだと思います。こうやって今までなかなかできてなかった勤務時間の管理をされるというのは基礎として大切だと思いますけれども、これだけ見るとどうしても表面上の時間外というか、学校にいる時間を短くするために持ち帰り残業とかが増えるのではないのでしょうか。そこら辺の把握というかその辺はどういうふう考えられているのかと、あと、このシステムだけでは難しいかもしれないんですけど、例えば教員初任者であるとか中堅であるとかベテランとかで勤務時間、残業時間の差があるかどうか、そういう分析ができるのもっと関わり方ができるのかなと思います。

もう一つは、これを言うとあれですけど、文科省関係はどうしても調査ものとかが物すごく教育委員会からかかってくる人が多いんですよね。それに割かれる時間がすごく大きいので、残業が生徒たちの学習の計画を作るための残業なのか、それ以外の調査なのかであったり、あるいはほかの雑多なものに対する残業なのかというところの分析ができるような仕組みをつくったほうが、より実質的になるのではないかなという気がするんです。感想なんですけれども、その辺の考え方なりが何かあれば教えていただけますでしょうか。

**【県側】**

まず、持ち帰り残業についてですけども、これは県教育委員会としては、原則として行わないものという前提で教員のほうに指導を行っているところでございまして、校長などを通じて、これは行うことのないよう、学校内で業務を終わるようにということで指導を行っているところでございまして、基本的には今後もそういったスタンスで指導していきたいと思っておりますけれども、万一そういった実態があるのであれば是正していくように指導してまいりたいと思っております。

それから、2点目、3点目は年齢による勤務時間の偏りなどがあるかどうかということだと思います。県全体でそういった分析までは今のところ手元に持っていないんですけども、各学校において、もちろん管理職がそれぞれ個々人の勤務時間を把握することはできますので、時間数が増えている教員に対しては、その増えている要因を聞き取って、適切なアドバイスをしたり、場合によっては業務の見直しをしたりといったことを各学校で進めていくように指導しております。

それから3点目の、勤務の内容、何の勤務で遅くなっているかを分析すべきではないかということです。そこは今のシステム上では、一応部活動の時間については何時間ぐらい従事したというのを把握するようにしていますが、それ以外のところまで把握しようとなると、教員が一つ一つこの業務に従事した時間が何時間というのを記録して、それを入力するという形になってしまって、どうしても教員のほうにも手間がかかりますし、システム上そこまで今のところ対応していません。ただ確かにおっしゃるとおり、そういったことを把握していくことも重要だと思いますので、今後の参考にさせていただいて、取組を進めていきたいと思っております。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【会長】**

ほかにございませんか、どうぞ。

**【委員】**

御説明ありがとうございました。

まず1点質問ですけども、システムの運用ってどちらでやられているんでしょうか。

【県側】

運用は、こちらの教職員課のほうで行っております。

【委員】

一括で全校を行っているという形ですかね。そうしたら、学校の数分、同じものを使っているという認識でいいですか。

【県側】

県立学校は全て同じものを運用しております。

【委員】

クラウドで使われているということによろしいですね。

【県側】

クラウドではありません。

【委員】

では、WAN内というかLGWANとかそういう国というか自治体さんが使っているシステムでしょうか。サーバーがあるということですか。

【県側】

そうですね、データセンターにサーバーを設置して、そのサーバーで運用しているということです。

【委員】

外からは使えるんですか。外からは使えないようになってるんですか。外というか、要は持ち帰りにはできないようになってるイコール、外では接続できないようにしているという感じですか。

【県側】

勤務時間管理システムについては、学校内の端末からしか接続できないようになっています。

【委員】

勤務だけじゃなくて、今おっしゃってた全てのシステムって同じサーバー内に入っているという認識でいいのかということです。勤務だけじゃなくて、要は働き方改革のためのグループウェアなどを含めての質問です。

【県側】

グループウェアのほうは施設課のほうで管理をしております、また教職員課の分とは別の形で運用しております。

【委員】

ばらばらで運用されているということですかね。

【県側】

はい。



【委員】

なるほど。じゃあ、システムごとに運用課が違うんですか。それで予算は一緒ということ？ 予算は一緒に見てる？

【県側】

いや、予算も課ごとに計上しております。

【委員】

これってシステム導入費用は入っていないということですかね。勤務だけの費用のことですか。

【県側】

予算の計上はばらばらですけども、この評価書には教職員課分と施設課分と合算した額を記入しています。

【委員】

合算がこれに載ってるんですか。今のお話ってすごく重要で、分担してるということは、多分それは一緒にやらないときついと思ってるんですけど、運用って。要は何が言いたいかという、働き方の改革をするとなったときに、システムだけでやろうとすると非常にきついので、先ほどおっしゃってましたけども、働き方の改革になりづらいのではないかなというのが私の指摘です。なので、要はこのグループウェアでどれだけ改善されたのか、勤務時間を早くしたからどれだけ改善されたのかというだけで、エビデンスの元になるものを分析データとして出して、何が負担になってるのかという原因究明をしていった上で、グループウェアを導入するとかを決めていかないといけないはずで、順番が逆ではなのかと思ってるんです。分析というのがむしろ最初に来ないといけないのではないですかというのが私の指摘ですけども、いかがでしょうか。

【県側】

そうですね、この働き方改革の勤務時間管理システムを導入する前というのは、教員の勤務時間って、全くのブラックボックスというか、分からない状態になっていたんですね。それではまずいということで、このシステムを導入しまして、それによって各学校で先生方はどのくらい勤務しているかというのが分かるようにまずなって、その上で先ほど申し上げたように、時間数が多い先生にはヒアリングをしたりして、何が原因になっているのか、お一人お一人の原因を分析した上で、必要な手だてを講じていくというスキームを今つくって、各学校でやっていただいているところでございます。それである程度は効果が出てきているところじゃないかと思っております。

【委員】

持ち帰りができなくて、施設の中に遅くまでいらっしゃるということを管理しているみたいなイメージでしょうかね。持ち帰りでもいいんですよね、言葉は。学校の中でずっとやられている時間を管理する。

**【県側】**

そうですね。学校内で仕事をするというのが基本なので、学校内で仕事している時間を管理して行って、持ち帰り残業というのはほとんどないと思ってるんですよ。県教委としてはですね。

**【委員】**

何が言いたいかということ、個別最適化については、教育の中でも先生方がそれぞれ個別に最適化をしていかなければいけないということで、教育だけでなくいろいろあると。これから療育に対してもしていかなければいけないことでもすごく重要なことですが、学校って生徒さんが例えば事故に遭ったとかそういったことの緊急連絡とかも勤務の時間だと思いますけど、そういったことはどう管理するのかとか細かくなっていくときに、持ち帰り残業できないというのはそもそも難しいのかなと私は思っています。例えば補導されましたっていったら先生が行かないといけないとか、そういうことって個別最適化しているとどんどんどんどん学校外の行動範囲というのが、先生は逆に増えるのではないかなと思っていて、この働き方改革っていう言葉が私はあまり好きじゃなくて、働き方改革って個人的には何かクリエイティブ性を駄目にした感じがしてるんですけど、管理しすぎたことによって対応できないこととか運用の話とかというのは全然外に投げ出されている。システムを入れたから途端に働き方が改革できるわけではないので、そこに対するエビデンスみたいなものがきちんと成果指標に上がっていないと、私たちも判断しづらいというか、意見しづらいなと思って聞いていて、その確認でした。そういう議論というのはされてるんでしょうか。何が言いたいかということ、先生が大変なのはめっちゃ分かりますということですよ。

**【県側】**

年間360時間を超えた教職員というところを成果指標にしていますけれど、これだけでは今、御説明申し上げた事業の成果が十分に判断……、

**【委員】**

そう、評価できないのではないかなと思ってます。それ以上というか、目に見えないことというのがたくさんあるはずなので、さっき前に特定妊婦の話にもつながることですけども、そういった見えないものというのがたくさんあるはずなので、先生たちがやってる、現場でなあなあでやっちゃってることというのが数値に表れないと、評価を皆さんも検討しづらいと思うので、そこをどう回収するのかかなという、それが成果指標につながっていくものになっていないと、時間だけでは判断できないのではないかなって思ってるところです。なので、根本的な原因が、改革しなければいけない原因というのが、データ取ってなくて、勝手にシステムが入っていくというのは非常にシステムに人が合わせていくことになるので、きつくなるので、私は仕事上それを今までやってる

ので、大体失敗する現場を見てきているから言ってるんですけど、システムを入れる前に判断しなければいけないことってたくさんあるので、成果指標が時間だけだときついのではないかと思ってお話です。何か検討されてるんですかというところが分かればいいんですけども、なのでまた来年評価するときこれが、成果指標で多分この話、いろいろ変わっていくのではないかと思っ  
ていますよね。今年はこの話、来年はこれみたいな、で、ようやく時間みたいな感じになっていくのかと思いますけど。そこら辺の議論とかってされてるんでしょうか。要は働き方改革にならないという。

**【県側】**

働き方改革全体で言いますと、今日御説明したもの以外にもいろんな取組をいろんな課がやっております、それがいろんな取組の成果がこの事業で設定している成果指標の時間数の削減というところにつながってはきていると思いますので、確におっしゃるとおり、この事業だけの成果がこの時間に結ぶついているわけではないというところは確におっしゃるとおりだと思いますけれど、ただこのシステムを入れる理由として、最終的に目指すところは、先生方の勤務時間を減らして、それで教育の質を上げていきたいと思いますというところが目標にありまして、それはもうほかの取組も含めてですけど、ということで最終的な指標としては、時間数というところを設定していますが、ほかに何か適切な指標があるかどうかというところについては、次年度に向けて検討させていただければと思います。

**【委員】**

そうですね。これめちゃくちゃ大事なことなので、めちゃくちゃ頭使って検討しないと働き方改革にならないと思うので、個別最適化って、先生の仕事ってどんどん増えていくので、そこも検討して、現場の先生たちの働きやすさを考えてもらえたらいいなと思っております。

**【会長】**

ほかにございませんか、どうぞ。

**【委員】**

ありがとうございます。

一つは今、委員おっしゃったように、この成果指標がこれでいいのかということですが、導入に向けてはこれが成果指標だったかもしれませんが、停滞していますよね、この数年間。だからつまりこの教員の超過勤務を削減することに、導入当初は少しは役立ったかと思いますが、この数年は停滞していて、だからもう多分今の状態で常態化しているという状態かと思うので、次の方法を何か考えないといけないんだと思います。このシステムを導入したらもうそれで終わりましたという、そういう段階はもう終わっているのかと思うので、次にこの超過勤務を軽減するための方法、何をするのかということを考えて、そ

これを成果指標に入れていかないと、これだけでは厳しいのかなというのが1点目と、2点目は16ページの事業費のところですが、令和4年の決算額の約倍額で令和5年度当初予算になってるので、それで決まっていますけれども、これはどういう理由なのでしょう。システムのところは既にもう導入されているので、システムの導入時って結構お金かかるのかと思いますが、今はそういう時期ではないと思いますけども、これ倍額になっているのはどういうことなのかということについてお伺いしたいです。1点目は意見なので、2点目について御回答をお願いしたいと思います。

**【県側】**

2点目の予算額のところは、ちょうどシステム導入から5年程度経過しまして、サーバーの入替えが今年度発生したものですから、それに伴う工事費が1,500万ほどかかっておりまして、その分が増額しております。

**【委員】**

分かりました。ありがとうございます。

ぜひ、これだけでは、勤務時間、超過勤務の削減に至らないので、その辺り御検討いただければと思います。

**【会長】**

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。では、一言。民間の企業での話ですが、働き方改革といえかなり古い発想で、社員にとって働きがいのある職場につくるというのが今の発想なんです。時間外短縮というのがメインのターゲットに出てくる傾向ですが、実はもっと働きたいという人もたくさんいるんですね。実体を見るにはやはり分析が重要で、データがやっぱり一番大事なんです。多分絶対できないってさっき言われたけど、ホワイトカラーの人間が何をしているというのを計れないというのは間違いで、工場現場の人は従来から計ってたんですよ、工場も事務も当社は全部計ってます。15分単位でホワイトカラーの人は何をしたというのを入れなきゃいけない。ただ、1時間とかになったりもしますけどね。これ相当細かい作業分析をホワイトカラーの開発の連中までやっています。このインプット作業は負荷の追加となるので長期間のデータ取りは無理だ、1か月ぐらいでやめなきゃいけないかと思ったけど、もう5年やっています。今では誰も負担と思っていません。どの仕事をやめなきゃいけない、どれをつぶそうというのが前向きに議論できるからですよ。それで、エビデンスベースでやらずに、今みたいに何か長いからおかしいよということだけでは何も前に進まないと思いますので、これからDXやらなきゃいけないですけど、この辺のところを形だけやなくてぜひ、その本質を掴むためにもデータをベースに、人間のどこまで落とし込むところまでぜひやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします

**【県側】**

ありがとうございます。

【会長】

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

【会長】

じゃあ、次に進みます。

SNSを活用した相談体制整備事業です。では、よろしくお願いします。

(県側説明)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問ありましたらお願いします。どうぞ。

【委員】

細かいところで恐縮なんですけど、3番の成果指標のところ、相談件数の増加という記載だったんですけども、前の年からの増えた数字が3,042件なんでしょうか。相談の総件数。

【県側】

これは毎年3,000件ほど増えるということではなくて、基準年度からこの3,000件を超える3,042件を目標として取り組む感じで、毎年3,000件増やすということではありません。

【委員】

逆に相談が増えてるのもどうかと思ひまして。でも今後は何か評価指標を友達の登録者数でということなんですけど、例えば児童の方が大きくなれば、大学生になればもう友達解除されたりとかという流れもあったりするのかと思ひますので、友達の件数でいくと評価として難しいところもあるのかなと思ひますけれども、じゃあ何がいいかという話にはなりません。

【県側】

卒業する生徒がいる一方、入学する生徒もおりますので、友達登録、相談件数っていいですとなかなかキャパの問題もありますので、登録をしていただいて、いつでも相談できるようにきちんと体制を子どもたちに作らせるところ、ここを指標としたいと思ひます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんか、どうぞ。

【委員】

ありがとうございます。この成果指標の児童生徒からの相談件数の増加ですが、令和4年は実績が3,336件となっておりますが、18ページを見ると、これ

はLINEによる相談件数のことで、電話が661件でしたという、そういうことで、相談件数というのはそうすると普通は電話のほうが対応したら長いですし、電話プラスLINEを書くのかと思ったんですけども、ここはLINEだけが書いてあるということですか。

**【県側】**

1枚目の事業概要のところに表を載せておりますけれども、このこどもホットライン24相談事業というところで電話の受付をしております。この件数が先ほどおっしゃられた661件というところになりまして、今回私どもが行っておりますこの表の一番下にありますSNSを活用した部分、これはLINEの相談件数で、今回私どもはこの一番下の相談のLINEのところだけを事業としてこの評価書を作っておりますので、LINEによる相談件数を指標としておりました。

**【委員】**

なるほど。普通は相談全体なんだから、一瞬合算するのかな、すべきなのではないかと思えますのと、こんなにLINEが多いのであれば、電話の相談を少し減らすなり、あるいはLINEの相談時間を9時で終わってしまうというか、3時間しかやってくれないので、ここをもう少し増やして、だって5倍もいるわけだから、ここをもう少し増やしていくべきなのかと思うのが、それが意見です。

それともう一つは、来年度から友達登録数の増加に指標を変えたいということですが、追加するのはいいと思えますが、相談件数はどのようになっているのかということは成果指標として入れるべきなのではないかと思えますので、友達登録が増加して行って、すごく浸透して行ってるといふ、そういうことは大事な事かと思えますけれども、一方で相談件数がどうなっているのかとか、LINEの対応時間を延ばしていくともっと多分相談件数、増えていくのではないかと思うので、相談しやすい方向で子どもたちができるだけ、自動メッセージが出ないで相談できるようなそういう体制を作っていただいたほうがいいのかと思えます。

すみません、二つとも意見です。

**【県側】**

ありがとうございます。

**【会長】**

ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

**【副会長】**

私もこのSNSによる相談は市町村の教育委員会のほうからも非常に効果絶大だと聞きましたので、これはぜひ、県としても進めていっていいと思えます。

二つありまして、一つは、やり過ぎはいけないんです。このプッシュ型のメ

ッセージが非常に強力で、自殺予防か何かでもそういうワードを入れた人に対して、おせっかいかもしんないけど、プッシュ型でいろいろ情報発信していくと。そういう体制とかシステムを組んでいくということをもう少し全県でやれないかというのが一つですね。

もう一つは、対応マニュアル作成ってなっていますが、これが前時代的で、生成AIの時代だから。情報蓄積してきてプッシュ型のをやってくと自然とできてきているはずですよ。マニュアルなんか誰も見ないから、だからAIなんかも活用しながら、そうすると全県のデータあることがビッグデータで、昔は煩雑なだけだったけど、結構プラスになるかもしれないので、そのところもう少し工夫できないかと思いますが。指標は委員が言われたのと同じで、その実態に合った、名ばかり友達登録増やしてもしょうがないので、そのところは考えてほしいなと思います。

**【県側】**

プッシュ型はこれ、非常に匿名性の高い形で相談を受け付けておりますので、相手方がどういう方なのかというのは分からない中で相談を受け付けております。

先ほど申しあげました対応マニュアルといいますのは、今から自殺するとか、そういう深刻な場合に対して、誰にどういう連絡網でもってその警察まで届けるとか、相手方の判別に結びつくようなルートを確認するマニュアルでありまして、いわゆるカウンセリングマニュアルではなくてというものであります。

そういうふうなプッシュ型にするにしろ、プッシュということではなくて相手分かりませんのでそこはなかなか難しいんですが、深刻な場合は本当にその本人になるべく特定できるようなところまで、こちらにおいてしっかりと警察と連携して取り組んでいくということをやっております。

指標につきましては、御意見をいろいろ頂戴いたしまして、検討したいと思っております。

**【会長】**

ほかよろしいですか。

(「なし」の声)

**【会長】**

次は「非行少年を生まない社会づくり」推進事業です。お願いします。

(県側説明)

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問あればお願いします。どうぞ。

**【副会長】**

数値に基づいて、明快な説明だったと思いますが、対策は割と今までのアナ

ログ思考だと思います。一方で、どんどんどんどんデジタル化が進んできて、特にかなり防犯カメラ、普及しているの、キャンパス内とかでも非行とは違って、例えば、喫煙しちゃいけないところで喫煙するというのを何度も指導してもなかなか聞かなかったんだけど、ダミーの防犯カメラをつけると、もうそれでもう一発で大丈夫だということで、この「非行少年を生まない社会づくり」も何というか、監視カメラを使って何か監視していくというのではなくて、予防的な措置の防犯カメラをうまく使うことによって、今までのここに書いていようなアナログの指導ではやりきれなかったところを、より犯罪のない社会、非行のない社会に持っていくためには必要な措置だと思いますけど、そういう点の工夫がこの事業の中にあってもいいような気がするし、その協力する防犯カメラの数を増やすとかそういうようなのも何か指標の一つであっていいような感じがするんですが、それはどうなんでしょうかね。

【県側】

確かに防犯カメラ等々をつけておけば犯罪発生を抑止効果になります、それも踏まえて、検討させていただきたいと思います。

また、県警では、防犯環境施策で防犯カメラの設置促進を行っておりますが、この事業は非行少年に関することですので、防犯カメラについては含まれておりません。

【副会長】

ああ、非行でね。

【県側】

別事業の部署が違うんです。

【副会長】

そうすると、防犯の観点から非行。それだから一括して見せてくれれば。

【会長】

ほかにはございませんでしょうか。

【委員】

立ち直りの支援の関係ですけれども、この非行者率、これは犯罪を行ったのと、触法少年と補導とかも入るんですかね。

【県側】

補導は入ってません。

【委員】

どういう、例えば、触法少年とかの場合に、その後、定期的に多分そういう少年って別に支援があっても自分からは行かないと思いますけど、こちらから……。

【県側】

親御さんから、非行が進んだお子さんについて相談受ける警察が関わった少



年について支援していきます。支援してもらいたいという保護者等の申出に基づいて行っています。

【委員】

基本的にはそういう罪を犯したり、法に触れることをした少年に、こちらから関わっていくというよりも、その親側とか少年側から支援の要請があればということなんですね。

【県側】

加えて、例えば、少年補導員さん等が行っている農作業やスポーツ活動に、非行少年を呼ぶことがあります。警察官が関わった子供たちの中で、あの子を呼んだらいいな、そういえばあの子はこれに興味があったなというように、こちらからアプローチして呼んでいます。

【委員】

じゃあ、一応そういう、法に触れて一旦警察のお世話になった少年については、記録というかそういうデータがあるので、アプローチはされているということですか。

【県側】

しています。

【委員】

なかなか多分少年側から、自分は更生したいんだって、あんまりないと思うので。

【県側】

親御さんの協力も必要ですね。

【委員】

親からはあると思いますけど、なので何か積極的に関わっていく方向に持っていくのがいいのかなと。

【県側】

警察の方でも、この子はちゃんと見守る必要があると判断したときは親御さんと話し合っ、県警警察少年課で設置している少年サポートセンターという相談窓口がありますので、そこにつないで、継続して面接しながら指導し、改善を図っております。

【委員】

それがいいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ほかにございませんかどうぞ。

【委員】

19ページの3番の成果指標のところですが、この令和5年から7年のところが書いていませんが、これはどういうことなのかなというのが一つと、それ

から令和4年の実績で、例えば非行者率は2.6人ですが、それを令和8年には1.5人以下にすると。令和2年、令和4年とほとんど変わっていないので、なかなか厳しい数値なのかと思いますが、先ほどもありましたように、アナログ的であれば、いや、地域を含めて一生懸命やっていたらっしゃると思うんだけど、でもこのままこれを進めていって本当に1.5人以下を達成できるのかとか、あるいは再犯者の数にしても、令和2年から令和4年はかなり下がってはいますが、それを180人にまで下げるとなると、結構努力が必要なのではないかと思うのですが、その辺りについて、どういう取組を、取組強化じゃないとなかなかこの数値の達成は難しいのかと思いますが、その辺りのことについてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**【県側】**

そうですね、令和2年に目標を設定したのですが、そのときに、過去の減少幅を見ていって、前年の数よりも高い目標を設定しようと、半減を目指して設定し、この1.5人という数字が出ております。

再犯者数も同じで、前年の令和元年の数値の5年間で半分減らすという大きな目標を立ててこの数字を掲げておりますので、委員御指摘のとおり、結構厳しい成果指標ではございますが、達成に向けて頑張っていこうというところで取り組んでおります。

**【委員】**

多分、これはデータが違うようなアプローチとかも、何か必要になるのかなとか思いますけども、ぜひ御努力いただきたいと思います。

**【会長】**

ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」の声)

**【会長】**

それでは、これで全て終わりました。ありがとうございます。

本日の審議は全て終わったということになります。

令和5年度第3回行政改革審議会ということですが、今日は今年最後ということですので。御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

— 了 —